

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

◇ 告 示	ページ
○ 北九州都市計画道路の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】	2
○ 北九州都市計画地区計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】	4
○ 北九州都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】	5
◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	6
○ 北九州都市計画公園の変更案の縦覧【建設局公園緑地部緑政課】	10
○ 特定調達契約の落札者の決定【総務局人事部人事課】	11
○ 北九州都市計画地区計画の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】	12
○ 北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】	13
○ 北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】	14
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部営業課】	15
○ 徴収事務の委託（2件）【上下水道局水道部配水管理課】	16

北九州市告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・2・6号 5号線

廃止する部分 北九州市小倉南区大字辻三、大字長行、長尾三丁目、長尾四丁目、長行西一丁目、長行西二丁目の各一部、北九州市八幡東区河内二丁目、河内三丁目、大字田代、大字大蔵の各一部、北九州市八幡西区割子川一丁目、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大字市瀬、大字上上津役の各一部

(2) 3・2・10号 9号線

廃止する部分 北九州市小倉南区長尾四丁目の一部

(3) 3・3・18号 3号線

廃止する部分 北九州市八幡東区大蔵二丁目の一部

(4) 3・3・19号 4号線

廃止する部分 北九州市小倉北区清水四丁目、清水五丁目、真鶴二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目の各一部、北九州市八幡東区槻田一丁目、松尾町、山路松尾町、清田一丁目、清田二丁目、清田三丁目、中畑一丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、羽衣町、大蔵二丁目、大蔵三丁目、末広町、東丸山町、西丸山町、大谷一丁目、大谷二丁目、神山町、天神町、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、平野三丁目、東台良町、西台良町、祇園原町、祇園四丁目の各一部、北九州市八幡西区東川頭町、西川頭町、平尾町、大字藤田、東鳴水五丁目、西鳴水二丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、京良城町の各一部

(5) 3・2・61号 11号線

廃止する部分 北九州市八幡西区幸神三丁目、割子川一丁目、上上津役三丁目、町上津役東一丁目、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目の各一部

(6) 3・4・89号 春の町線

廃止する部分 北九州市八幡東区天神町、神山町、大谷一丁目の各一部

(7) 3・4・101号 京良城小嶺線

廃止する部分 北九州市八幡西区京良城町、市瀬一丁目、市瀬二丁目、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、町上津役東三丁目、小嶺二丁目、小嶺三丁目、大字小嶺、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目の各一部

(8) 3・4・102号 上津役通り線

廃止する部分 北九州市八幡西区上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、町上津役東一丁目の各一部

(9) 3・1・122号(旧3・5・122号) 八幡駅前線

廃止する部分 北九州市八幡東区西本町四丁目、平野一丁目、尾倉三丁目、東台良町、帆柱二丁目の各一部

(10) 3・5・124号 藤田中間線

廃止する部分 北九州市八幡西区東鳴水一丁目、東鳴水二丁目の各一部

(11) 3・5・125号 田町鳴水線

廃止する部分 北九州市八幡西区東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目の各一部

(12) 3・3・132号 荒生田山路線

廃止する部分 北九州市八幡東区宮の町二丁目の一部

(13) 3・6・135号 河内線

廃止する部分 北九州市八幡東区大蔵二丁目、大蔵三丁目、景勝町、豊町の各一部

(14) 3・6・139号 清田到津線(旧東鉄町小山田線)

廃止する部分 北九州市八幡東区荒生田一丁目、東山一丁目、東山二丁目、宮の町一丁目、宮の町二丁目の各一部

### 3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

北九州市告示第 305 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
北九州学術研究都市南部地区	北九州市若松区小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、ひびきの、塩屋二丁目及び塩屋三丁目並びに北九州市八幡西区本城学研台一丁目及び本城学研台二丁目地内
北九州学術研究都市北部地区	北九州市若松区大字塩屋、大字小敷、大字払川、塩屋二丁目及び塩屋三丁目並びに北九州市八幡西区大字本城、本城学研台二丁目及び本城学研台三丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示 306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区 域
八幡西区 若松区	八幡西区本城学研台一丁目、若松区大字塩屋及び若松区大字小敷の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

## 北九州市公告第464号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

スクールバス 2台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成29年3月21日

(4) 納入場所 市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領

、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成28年7月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課
  - イ 日時 公告の日から平成28年7月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成28年7月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合  
の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成28年7月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4  
時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾  
を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成28年7月15日から同月27日まで（日曜日等を除く。）の毎  
日午前9時から午後4時30分まで及び同月28日午前9時から午後2  
時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成28年7月27日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成28年7月28日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条  
第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25  
条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（3） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。



- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

- (1) Product and Quantity  
Purchase of School Bus  
Quantity: 2 buses
- (2) Deadline for the submission of tender  
For tenders via the electronic bidding system:  
2:00p.m., July 28, 2016  
For tenders submitted by mail:  
5:00p.m., July 27, 2016
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 4 6 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見を有する住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 2 8 年 6 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

公園

2 都市計画を変更する都市計画の名称

5・5・8号 曾根臨海公園

3 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 北九州市小倉南区大字曾根

4 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建設局公園緑地部緑政課

5 縦覧期間

平成 2 8 年 6 月 1 7 日から 7 月 1 日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

6 意見書の提出要領

当該都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 2 8 年 7 月 1 日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市公告第466号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称  
人事評価システムの賃貸借業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市総務局人事部人事課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年4月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ケー・デー・シー 福岡支店  
福岡県福岡市中央区天神三丁目11番20号
- 5 落札金額  
3,553万2,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価方式一般競争入札
- 7 総合評価による得点  
652点（満点1,000点）
- 8 総合評価方式一般競争入札の公告をした日  
平成28年3月1日

北九州市公告第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成28年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の変更に係る土地の区域

名 称	区 域
曾根地区	北九州市小倉南区曾根北町

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年6月17日から同年7月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成28年7月1日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第468号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

3・2・9号 7号線（富士見工区）

北九州市公告第469号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成28年福岡県告示第486号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・2・9号 7号線（富士見工区）	北九州市小倉南区城野三丁目、城野四丁目、下城野一丁目及び富士見二丁目地内

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局道路部街路課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市上下水道局管理規程第7号

北九州市上下水道局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月17日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

北九州市上下水道局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局情報セキュリティに関する規程（平成22年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「点検（第17条）」を「監査及び点検等（第17条・第18条）」に、「第18条」を「第19条」に改める。

第13条第2項中「訓練等を」を「訓練を定期的に」に改める。

「第6章 点検」を「第6章 監査及び点検等」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条に見出しとして「（点検等）」を付し、同条第1項中「情報セキュリティを」を「この規程の適正な運用を」に改め、「実施状況を」の次に「定期的に」を加え、第6章中同条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

（監査）

第17条 統括管理者は、情報セキュリティを確保するため、定期的に情報セキュリティに関する監査を行わなければならない。

2 統括管理者は、情報セキュリティに関する監査により、改善が必要と認められた場合は、適切な措置を講じなければならない。

付 則

この規程は、平成28年6月17日から施行する。

北九州市上下水道局告示第 29 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 及び北九州市上下水道局会計規程（昭和 39 年北九州市水道局管理規程第 12 号）第 36 条の 2 の規定により、北九州市上下水道局東部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 28 年 6 月 17 日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
神栄管工株式会社	北九州市門司区高砂町 5 番 6 号	平成 28 年 6 月 1 日か ら平成 29 年 3 月 31 日まで
株式会社誠伸建設	北九州市門司区大字猿 喰 9 3 7 番地の 3	平成 28 年 6 月 1 日か ら平成 29 年 3 月 31 日まで
大里水道工業株式会社	北九州市門司区稻積一 丁目 1 2 番 2 5 号	平成 28 年 6 月 1 日か ら平成 29 年 3 月 31 日まで
株式会社古島工務店	北九州市小倉北区上富 野四丁目 10 番 12 号 6	平成 28 年 6 月 1 日か ら平成 29 年 3 月 31 日まで
山和株式会社	北九州市小倉北区足原 二丁目 5 番 33 号	平成 28 年 6 月 1 日か ら平成 29 年 3 月 31 日まで
有限会社浜崎工務店	北九州市小倉南区城野 二丁目 3 番 28 号	平成 28 年 6 月 1 日か ら平成 29 年 3 月 31 日まで



北九州市上下水道局告示第30号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2の規定により、北九州市上下水道局西部工事事務所における北九州市水道配管図及び北九州市給水戸番図の複写料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成28年6月17日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社九州設備工業所	北九州市若松区大字畠田941番地の1	平成28年6月1日から平成29年3月31日まで
株式会社岡部組	北九州市八幡東区西本町一丁目7番7号	平成28年6月1日から平成29年3月31日まで
株式会社 <sup>かほ</sup> 椛組	北九州市八幡東区末広町1番3号	平成28年6月1日から平成29年3月31日まで
株式会社木下設備	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目9番4号	平成28年6月1日から平成29年3月31日まで
株式会社敷田水道設備	北九州市八幡西区上香月一丁目12番10号	平成28年6月1日から平成29年3月31日まで
有限会社大福水道	北九州市八幡西区陣原一丁目8番6-407号	平成28年6月1日から平成29年3月31日まで
株式会社大興設備工業	北九州市戸畑区夜宮三丁目4番22号	平成28年6月1日から平成29年3月31日まで